通学区域の一部改正について

令和６年７月２９日

文教委員会資料

学務課

１　目　的

令和６年３月の品川区学事制度審議会答申の趣旨を踏まえ、就学人口の急増が見込まれる地域について、小学校の通学区域を変更する。

２　改正内容

城南小学校の通学区域は、区内においても特に就学人口の増加が著しい。また、今後も増加することが見込まれることから、城南小学校の通学区域のすべての児童を受け入れることが困難である。

以上のことから、品川区学事制度審議会答申の提言を踏まえ制度変更の検討を行った結果、東品川４丁目の一部地域について、隣接する城南第二小学校の通学区域に変更する。

３　変更となる地域

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 丁目 | | | 新 | 旧 |
| 東品川 | ４丁目 | 11番～13番 | 城南第二小学校 | 城南小学校 |

４　改正年月日

令和８年４月１日

５　要綱の改正

経過措置を含む「品川区立学校の学校選択の取扱いに関する要綱」（教育長決定）については、別途改正する。

６　今後のスケジュール（予定）

　　令和６年　８月下旬　　　地域・保護者向け説明会

　　令和７年１０月　　　　　令和８年度入学者向け学校希望選択申請受付※新通学区域が適用

　　令和８年　４月　　　　　新通学区域の運用開始